



HEART COMMUNICATION



令和5年新春号
年頭所感

高田直浩

皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。
旧年中は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
弊社内人員配置変更など、内部事情でご迷惑をお掛けしたこともあろうかと存じますが、
真摯に取り組んで参る所存でございますので、本年も昨年同様にご愛顧の程、何卒宜しくお願
い申し上げます。

昨年はコロナ禍が少し落ち着き、日常生活を取り戻しつつある1年でございました。
年末にかけて第8波が押し寄せましたが、重症化リスクは以前の波よりも少なく、マスクを外し
ながらの外出も活発になってきたように思います。円安もあり海外からの観光客も増え、各地
では活気を取り戻してきたかに思います。

世界情勢では、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、未だ終わりの見えない戦が続いています。従
前、ロシアから或いはロシア上空を通過して行き来していた物資が滞り、併せて中国のゼロコロナ
政策による各種閉鎖もあり、世界的な生産・物流のトレンドが変わってきました。そこに金利差
の要因を含んだ悪い円安が相まって、国内では各種物品の価額が高騰するという結果を招い
ています。ドル円相場は150円を超え、政府の為替介入が実行されたため、若干円高に戻して
はいますが、現状の世界との金利差を考えると本年中頃までは円安に進むという専門家もお
り、先の見通せない様相が続いています。

税制に関しては、いよいよ本年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入され
ます。平成元年の消費税導入時から、必要性が唱えられてきた仕組みでございますが、現状申
請率が大変低いという状況です。令和4年11月末現在で172万件の登録、全事業者のうち法
人は6割強、個人事業主は2割弱という登録状況でした。確定申告期に改めてご説明を申し上
げますが、必ず皆様に関係してくる制度でございますので、ご不明点はお問い合わせいただき
早めのご判断をお願い申し上げます。

また、昨年末に令和5年度政府税制改正大綱が公表されましたが、防衛増税を背景にした法人
税率上乘せ、NISAの抜本的拡充や暦年贈与の相続財産加算期間延長など、皆様にも影響ある
改正が実施されそうです。決定、施行の都度、最新の情報をご提供申し上げます。

経営者にとって非常に舵取りの難しい時代背景でございますが、本年は兎年です。跳ねる、ジャン
プする兎になぞらえて飛躍の年と言われます。皆様の事業が益々ジャンプアップしますこと
をお祈りし、また本年こそ、世界が平和になり、お互いに思いやりが持てる1年になることを祈
念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

目次

- ・事務所職員令和5年の抱負
- ・GO TOトラベルを活用した場合の課税の取扱い
- ・こだるまじいの学ぶ教室～財務分析 part1～
- ・インボイス制度の概要”猶予期間について”
- ・生前贈与の取扱い変更か！?
- ・事務所の”幸福の木”に花が咲きました。
- ・事務所カレンダー「1月～3月」

高田総合会計事務所 事務所通信
令和5年 新春号
〒602-8048 京都市上京区西大路町137-3
TEL.075-451-7766
FAX.075-432-2127
URL <http://www.takadakaikei.co.jp>
E-mail info@takadakaikei.co.jp

～令和5年の抱負～

2兎を得るほど
前向きに
取り組みます
所長 高田

全てにおいて
ゼロからスタートします。森山

お客様よし
事務所よし
わが家(進藤家)よし
の三方よし！ 進藤

『誠心誠意』 高津

何事も早め早めに取り
掛かり、効率的に仕事
を進めます。西田

”継続と挑戦”
新たなことにチャレンジしながら
も、継続する努力をします 福本

◆◆新入社員◆◆

ステーキホルダーにきめ細やかで丁寧な対応を心がける。 酒居

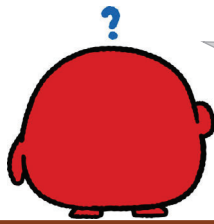
全体の流れを掴み、
作業効率UP!を目指します 藤井

10月に新たに2人のスタッフが
入社いたしました。
電話等に対応させていただくことも
あると思いますので、その際はよろしく
お願いします。



こだるまじいの学ぶ教室

財務分析～part1 キャッシュフロー計算書の構想～



利益が出ているのになぜキャッシュ
(現金)がないのかな??

企業は事業活動を行う上で様々な取引が発生します。

利益と損失は損益計算書で確認をしますが、お金の動きを確認するにはキャッシュフロー計算書が必要になります。

まず損益計算書は、売り上げた時点で収入になりますが、キャッシュフロー計算書では売り上げた時点ではなく、**売掛金や受取手形を決済してキャッシュインとなった時点で収入**となります。そのため、損益計算書では収入が計上されていても、キャッシュフロー計算書では収入に計上されないため、キャッシュが不足してしまう場合があります。企業は利益を追求していくことが基本ですが、同時にキャッシュを増やしていくことも必要です。お金の流れを把握するために、キャッシュフロー計算書を読み解いていきましょう。

※キャッシュフロー計算書とは

キャッシュフロー計算書とは、一会計期間における企業のキャッシュインとキャッシュアウトを捉え、企業のキャッシュの流れを計算して表示する財務諸表とされています。

キャッシュの変動要因がわかるように、年度単位など、ある一会計期間におけるキャッシュの動きを、**営業取引・投資取引・財務取引**の3つの構造に区分し、キャッシュの流れを把握することでキャッシュの増減理由を明確にすることができます。

一度自社のキャッシュフロー計算書に目を通してみましょう。

営業活動によるキャッシュフロー	本業による収入と支出の差額
	売上や仕入、経費の支払
	利息の受取、支払や税金の支払など
投資活動によるキャッシュフロー	設備投資や事業拡大のための支出と回収
	固定資産や有価証券の売買
	資金の貸付による支出と回収
財務活動によるキャッシュフロー	借入金や社債等による収入と支出
	金融機関からの借入、返済
	社債の発行、償還
	自己株式の売却、取得
フリーキャッシュフロー	企業が稼いだ資金のうち自由に使える資金

キャッシュを増やすために、キャッシュフロー計算書の読み方とポイントを財務諸表の種類や役割などについてこだるまじいと一緒に確認していきましょう。

Go Toトラベルや全国旅行支援を利用した場合、課税の取り扱いはどうなる？

「旅行者個人に係る課税」「従業員が出張等で旅行代金の割引を受けた時の課税」

それぞれの違いを見ていきましょう。

■ 課税仕入れの額は割引前の税込金額となります

旅行者個人がキャンペーン対象となる旅行商品を購入した場合、国から補助される旅行代金の割引額及びクーポン券の額は旅行者個人の一時所得となります。Go Toトラベル事業は、「国内旅行を対象に、旅行業者等を通じて、宿泊・日帰り旅行代金の2分の1相当額の給付を旅行者に対して行うものであり、この給付は税務上、旅行者個人の一時的所得として所得税の課税対象となる」としています。ただし、一時所得については、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されるため、懸賞や福引きの賞金品や競馬や競輪の払戻金等、他の一時所得とされる金額と、Go Toトラベル事業による給付額との合計額が年間50万円を超えない限り、旅行者個人の課税所得は生じません。

次に、従業員が出張等で交通付旅行商品(例えば8,000円)の対象となる商品22,000円(税込)を購入した場合、旅行業者等が旅行商品の対価の額を割引しているわけではないことから、会社が計上する課税仕入れの額については、割引後の税込14,000円ではなく、割引前の税込22,000円となります。

従業員等との間の経費精算については、割引額を含めた22,000円で精算することが考えられますが、割引額を含めない14,000円で精算した場合には、消費税不課税取引として、8,000円を雑収入等で計上することとなります。

また、取引先への手土産を購入する際にクーポン券を利用し、後日、同金額を経費精算した場合の消費税の課税関係についても同様で、割引前の額が課税仕入れの額となります。

■ 源泉は出張旅費規程に基づき判断します

従業員等が出張のためにキャンペーン対象の旅行商品を購入し、後日、会社との間で精算した場合の旅費交通費等の扱いについては、一般的に社内のお出張旅費規程に基づいて判断することになります。

所得税法上、一定の旅費として非課税となる範囲は、『給与所得を有する者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をした者に対して使用者等からその旅行に必要な支出に充てるものとして支給される金品の額が、その旅行に通常必要とされる費用の支出に充てられると認められるもの』(所法9①四)とされています。

そのため、割引額が充当された旅行商品の金額であっても、社内のお出張旅費規程に基づき“通常必要であると認められる”範囲内であれば、源泉徴収は必要ありません。



インボイス制度の概要

インボイス制度(=適格請求書等保存方式)が令和5年10月1日より導入開始です！
原則令和5年3月31日までに、登録申請書を提出する必要があります。
登録を行うことで適格請求書の発行が可能です。
まだ悩まれている方、登録申請書が提出できていない方はお早めをお願いします。

適格請求書等が無い場合

課税事業者^{※1}は、適格請求書等がないと原則として一般課税では仕入税額控除ができず、納付税額が膨らみます。そのため、免税事業者に適格請求書発行事業者となるよう促したり、あるいは値下げを要求したり、場合によっては免税事業者との取引を敬遠したり、取引を停止したりする事業者も出てくると懸念されます。事業の継続・拡大を考えると、適格請求書発行事業者に登録することも一考かもしれません。

ただし、適格請求書発行事業者に登録すると課税事業者となり、経理上の手間が増える他、消費税の申告納税義務が生じます。メリットとデメリットを比較し、慎重にご判断ください。

※1 課税事業者であっても、簡易課税制度を適用している場合は、適格請求書等の保存義務がなく、発行を必ず求められることはありません。その点も考慮に入れましょう。

○ 免税事業者等からの課税仕入れに係る仕入税額控除の適用関係

期間	免税事業者等からの課税仕入れにつき
令和5年9月末まで	全額 控除できます
令和5年10月～令和8年9月末(3年間)	80% 控除できます
令和8年10月～令和11年9月末(3年間)	50% 控除できます
令和11年10月以降	控除できません

経過措置

6年間の経過措置も利用してご検討を

ただし、免税事業者や一般の消費者等(以下、免税事業者等)からの課税仕入れについては、経過措置が設けられています。下表のように、令和11年9月末までの6年間は、課税事業者が免税事業者等から課税仕入れを行った場合でも、一定の割合について仕入税額控除をすることができます。

特に令和8年9月末までは80%が控除できますので、課税事業者となるべきか判断に迷われた場合には、売上やお客様の状況等を様子見しながら、この頃までにじっくり検討されるのも一法です。

生前贈与が大ピンチ！

令和5年税制改正大綱
※確定ではありません

令和5年の税制改正、贈与税のルール変更の方針！

年間110万円の「暦年課税制度」の廃止がささやかれてきましたが、廃止にはならない方向でほぼ固まってきています。

しかし、生前贈与分を相続財産に加えて相続税の対象とする期間を死亡前3年から7年以内に延ばす方針です。

贈与税のもう一つの課税方式「相続時精算課税」についても見直される方針です。

この法案が通れば今まで行ってきた相続対策を再検討する必要が出てくるかもしれません。

贈与・相続についてご不明な点がございましたら、お気軽に担当者まで御相談下さい。

“ドラセナ”に花が咲きました

観葉植物の“ドラセナ”は
“幸福の木”として知られていますが、
数十年に一度開花するとのことで
事務所に幸運を
運んでくれると思います。

～皆様にも幸運が訪れますように～



高田総合会計事務所

2023年 1～3月 事務所休業日及び税務カレンダー

January 1 令和5年 2023						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

February 2 令和5年 2023						
日	月	火	水	木	金	土
29	30	31	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11

March 3 令和5年 2023						
日	月	火	水	木	金	土
26	27	28	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

赤字が事務所の休業日です。
1月～3月 15日迄の土曜日は
通常営業しております。

- 1/ 1 元日
- 5 仕事始め
- 9 成人の日
- 10 源泉所得税の納付期限(12月分)
- 20 納付期限の特例届出書提出者は納付期限
6ヶ月ごとの納期の特例の場合納付期限(前年7～12月分)
- 31 11月決算法人の確定申告期限
5月決算法人の中間申告期限
給与支払報告書、支払調書の提出
固定資産税の償却資産に関する申告
- 2/ 1 贈与税の申告スタート(~3/15)
- 10 源泉所得税の納付期限(1月分)
- 11 建国記念の日
- 16 確定申告スタート(~3/15)
- 23 天皇誕生日
- 28 12月決算法人の確定申告期限
6月決算法人の中間申告期限
- 3/10 源泉所得税の納付期限(2月分)
- 15 令和4年分所得税・贈与税の確定申告期限
所得税確定損失申告書の提出期限
確定申告税額の延納の届出の提出期限
(延納期限 5/31)
個人の青色申告の承認申請期限
- 21 春分の日
- 31 1月決算法人の確定申告期限
7月決算法人の中間申告期限